

栃木県ドッグセンターに関していただいた御意見等に対する県の考えについて

この度、県内外のたいへん多くの皆様から、インターネットやファクシミリ等を通じて栃木県ドッグセンターに対する御意見・御要望等をいただきました。

いただきました御意見等に対する県の考えは以下のとおりです。

1 保温のための熱源を大至急確保してください。

栃木県ドッグセンターの成犬が収容される部屋には、平成 28 年度に床暖房を設置し、平成 29 年 1 月より稼働しています。子犬に対しては冬期に限らず必要に応じて暖房マット等を使用しています。

○床暖房

- ・サイズ 各部屋 3 m×1.1 m
- ・加熱能力 0.73 kw

○暖房マット

- ・サイズ 100 cm×60 cm または 90 cm×60 cm
- ・温度設定 約20～40℃

また、弱っているなど配慮が必要な犬や猫については、エアコン設備のある動物愛護指導センター（宇都宮市今宮）の動物保護室等において管理しています。

2 処分場に獣医師職員を置いてください。

ドッグセンターには動物病院福祉協会（JAHA）の犬のしつけインストラクター研修を受講した職員を配置するとともに、動物愛護指導センターの獣医師により定期的に収容動物の健康管理等を実施してまいりました。また、収容時に負傷している動物は、動物愛護指導センターの動物保護室に収容し獣医師が管理しております。

さらに、ドッグセンター機能の充実を図るため、平成 26 年 4 月からドッグセンターに獣医師を常駐配置し収容動物の健康管理や施設の衛生管理を行っております。

3 すべての犬の掲載情報をホームページなどで公開してください。

ホームページの掲載は、現在、飼い主への返還機会の拡大のために、飼い主がいると推定されるすべての犬をホームページへ掲載しております。

今後、譲渡を一層推進するため、発信する情報の拡大などについて検討して参ります。

4 処分機のある場所と収容場所は分けてください。

現在、小型の殺処分機のある飼養室では、子犬や猫の飼養は行っておりません。

「栃木県動物愛護管理推進計画」に基づき譲渡拡大を図るため、平成 25 年 4 月から飼養ケージを増設した飼養専用室を新たに設置し、子犬や猫を飼養管理しております。

5 フードを各個体が食べられるように複数置いてください。

容器には収容頭数分以上の餌を十分に入れて与えているほか、職員が確認して食べられない犬がいる場合には別に餌を与え、全ての犬が食べられるよう配慮してきました。

更に成犬収容室では、収容頭数に応じて給餌容器を複数置き、子犬には、従来から個別に餌を与えています。

6 収容期限を延ばしてください。

捕獲した放浪犬の抑留期間は捕獲日を含めて 4 日間（条例の規定）ですが、飼い主への返還及び譲渡を促進するため、平成 27 年 12 月より犬の抑留期間及びホームページへの掲載期間を 9 日間として運用しています。

7 民間と協働での譲渡会の開催をお願いします。

これまでも、動物愛護指導センターでの譲渡会は、獣医師会や愛護団体等から推薦された動物愛護推進員と協働して開催しています。

これからも引き続き協働して実施していきます。

県では現在、「栃木県動物愛護管理推進計画」に基づき、「適正飼養の推進」、「譲渡機会の拡大」、「普及啓発の推進」及び「災害時対策の充実」を重点施策として各種事業に取り組んでいるところです。

今後とも、関係機関・団体等と連携しながら、本県の動物愛護管理行政のビジョンとして計画に掲げた「人と動物の共生できる社会をつくり、処分ゼロを目指します」の実現に努めて参りますので、御支援、御協力をお願いします。

平成 26 年 4 月 28 日

(平成 29 年 3 月 28 日更新)

(お問い合わせ先)

栃木県動物愛護指導センター

E-mail : doubutsu-asc@pref.tochigi.lg.jp